

経済建設常任委員会会議録

平成24年4月20日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 11:20

案 件

1. 建設行政について

(明星寺地区採石場周辺市道について)

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

昨年度、本委員会において「請願第1号 明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願」を審査し、本会議で採択されておりますが、執行部において当該市道を再度確認したところ、その一部について車両制限令により制限を受ける道路であることが判明したため、本会議や委員会における執行部の発言が事実と異なっていたことに対する陳謝と、経過等の報告を行いたい旨、執行部より申し出がありました。本委員会としてこれを受けるため、本日は急きょ委員会を開かせていただくことにいたしました。

それでは、「建設行政について」を議題といたします。「明星寺地区採石場周辺市道について」、執行部の説明を許します。

副市長

おはようございます。大変申しわけありませんが、明星寺地区採石場周辺市道におけます車両制限問題に関しまして、本会議場並びに当委員会での執行部の答弁に誤りがあることが判明いたしましたので、おわび申し上げますとともに訂正をお願いするものであります。誠に申しわけありませんでした。詳細につきましては、担当部署より説明をいたさせます。よろしくお願いたします。

都市建設部長

平成23年7月4日開催の経済建設委員会、その後2回の同委員会を経て採択されました「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願」におけます答弁につきまして、本会議並びに同委員会において誤った答弁をしていましたことをおわび申し上げます。

当初、現地測量時の初歩的な道路幅の転記ミスにより、入口から300メートル以内に離合可能な箇所があり、大型車が通行可能な道路としておりましたが、地元立会での現地再測の結果、車両の制限を受ける道路であることが判明したものであります。これまで誤った答弁をしてきたことに対し、議会、当委員会、地域住民の皆様には深く陳謝し、猛省いたすところであります。今後は職員一同、業務の遂行にあたり、なお一層適切な道路行政に努めていきたいと考えております。誠に申しわけありませんでした。

なお、「産業廃棄物処理施設の設置に係る環境調査書の意見書に対する見解書」についての市の意見書提出にあたり、市民環境部環境整備課に当該道路が通行する車両に対して制限を受ける道路であることが判明したことを伝え、環境整備課ではその内容についても意見書に反映し、その提出期限である4月5日付で4月12日に県へ提出されております。

土木管理課長

「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両の通行禁止を求める請願」におけます本会議及び委員会答弁の内容につきまして、誤りが判明いたしましたのでご説明申し上げます。配付し

ております資料をご参照ください。請願書にあります明星寺団地北側の道路の平面図でございます。右側が団地東側入口となっております。中央部に赤色で表示しております団地東側入口より300メートルの箇所でございますが、昨年委員会に提出してございました資料には下段に表記しておりますように、21.0メートルの区間は車道幅員が5.0メートル以上としておりました。しかし、今回現地精測の結果、車道幅員が5.0メートル未満であることが判明し、300メートル以内の区間に離合できる場所がなく、車両制限令第6条第1項に規定された道路ではなく、同条第2項に規定された道路となり、車道幅員の2分の1を超える車両の通行が制限を受ける道路となったものであります。

これまで、当該道路は300メートル以内に車道幅員5.0メートル以上の離合場所があるため、車両制限令第6条第1項の規定により、大型車が通行可能な道路と誤って答弁しておりましたので、訂正させていただくものであります。また、道路幅員における車道幅員の考え方につきましても、道路構造令により、車道幅員は道路幅員より左右の路肩幅を除いた幅員となるものであり、L型側溝は路肩に含まれ、車道幅員には含まれないものであります。あわせて訂正をさせていただくものであります。現地の測量データの誤記や再確認を怠るミス等が重なり、車両の通行制限に関して誤った判断をしてきたことに対して、議会、委員会の皆様に深く陳謝をいたすところであります。

なお、大型車を通行させている事業者には、車両制限令により大型車の通行が制限される道路であることを4月6日付けで、最終的には4月11日になっておりますが、文書で通知するとともに、法の遵守を伝えております。今後はこのようなミスが二度と起こらないようチェック体制を整え、業務に努めてまいりたいと考えております。誠に申しわけありませんでした。

委員長

暫時休憩いたします。

(委員長交代)

休 憩 10:08

再 開 10:09

副委員長

委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありますか。

平山委員

私から1点だけ指摘させていただきます。執行部のこれまでの答弁の誤りについて、議会に対しては、本日初めて公式に訂正なり陳謝がありました。しかし、私の知るところでは産廃に関する意見書については、私ども議会、ひいては広く市民に対して、その訂正がなされないうちに、執行部において事務が進められていると思います。このことは非常に議会軽視、市民軽視と取られても致し方ないことだと思います。

意見書については他の委員会に属することですので答弁は求めるものではありませんが、意見書に限らず、この答弁誤りに関しては発覚後、すでに市はさまざまな事務作業を行っていると思います。このような事務の進め方、行政のあり方についてどのように考えますか。

都市建設部長

先ほどおわび申し上げましたように、今回の不適切な事務処理につきましては遺憾に存じております。また本件の対応につきましては、臨時委員会の開催を含め早急に取り組んだところであり、ご理解いただきますようお願いいたします。今後は議会に対しまして、委員会に対しましても迅速で適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

平山委員

言いたいことはいっぱいありますけれども、こうして訂正、陳謝されましたので、これ以上

は申しませんが、今後このような事実が判明した場合は速やかに市民の代表たる議会に報告し、手順が後先にならないようにされますことを強く指摘しておきます。

副委員長

暫時休憩いたします。

(委員長交代)

休憩 10:11

再開 10:11

委員長

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

今回ミスがあったということですけど、これは現地測量は以前にも行かれておったのでしょうか。当初、これが制限令違反の道路ではないとの報告、また議会等で質疑があったときにちゃんとした測量はなされていたのか。それとも道路台帳等で確認をされたただけだったのか。その辺はどうでしょう。

土木管理課長

現地測量につきましては、昨年の6月6日に現地で調査を行っております。それ以前におきましては道路台帳というような形で、市内の道路につきましては幅員等を表示しております、管理しております道路台帳がございますので、そちらのほうでは確認はいつでもできるような状態ですが、今回、昨年の6月6日に現地での測量を、今回の件ではやってきているところでございます。

瀬戸委員

道路台帳の確認をされたときにですね、この道路幅は何メートルあったんでしょう。

土木管理課長

道路台帳につきましては6.2メートルの幅員の表示で確認しております。

瀬戸委員

その市の道路台帳というのはある程度きちっとした、今まで測量なりちゃんとしたデータを載せてあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はそれだけいい加減な台帳なんですか。

土木管理課長

道路台帳につきましては、従来から引き続きコンサル等に委託した上での道路幅員とか延長等の道路区域の確認はしております。その中で今回、ここの道路につきましては6.2メートルというような、従来からの台帳での確認を行ってきたところです。

瀬戸委員

そうなるんですね、実際に6.2メートルあったという可能性も当時はあったんじゃないかと、しかし今回、現実に現場を測ってみたら、先ほど言われたように5メートル、さらに転記ミスがあったということですが、ちょっとその辺が理解しがたいところがあるんですけどね。当初、道路台帳を多分見られて何メートルあるかなと確認されたと思うんですよね。そして6.2メートルあるんじゃないかということで、転記ミスじゃなくて、きちっとそのとき測量ができなかったんじゃないかなと。私たちもそうです。図面を見てきちっとしたものがあれば、これはこれだけあるんだなということで。ただ今回、地元の方々が皆さんで測ってみたらないんじゃないかということで、もう1度市のほうも行かれて現地確認されたと聞いておりますが、以前測量したときに、6月6日に測量したときに、転記ミスというのはどういう転記ミスがあったんでしょうか。

土木管理課長

道路台帳には基本的に幅員が異なる所、一定区間ではございませんけども、そこで道路の幅

を測るような、表示するようになっております。今回、現地で通常、展開図といいますが、ある一定20メートルとか、そういった区間で変化がある所、詳細に測っていく中で6.2メートルが5メートルですか、狭い部分が確認できましたので、そこ全体の幅員が小さく狭くなっているということがわかったものでございます。

瀬戸委員

となると、ここだけのことじゃなくなってくるかなと思うんですね。飯塚市全体のいま言う、こういう類似したギリギリのラインの道路というのは全てそういうふうな形になっていく。これもう1回調査し直すとか言ったら大変な作業になるかと思うんですけども、それはこれからですね、そういうことがないように気を付けていただきたいと思います。それは要望をしておきます。

次にですね、今回、幅員がないということで道路制限令違反にかかるということで、地元の方にもお知らせをされただろうし、今の業者側にもお知らせをされた。となると、今はトラックが通っちゃいけないと、トラックは何トン車まで通ってはいけないんですか。

土木管理課長

一般的な車両の大きさでありますけれども、大型車と言われておりますものは、基準であります2メートル50センチメートルいっぱいまで、2メートル50センチメートル以下ということになりますが、その他に例えば4トン車、2トン車、乗用車等、標準的な車両の幅というのがございます。その中でトラックに関して申しますと、2トンダンプでは大体平均1メートル70センチメートル以下、4トンダンプでありますと2メートル20センチメートル以下というのが標準的な車両の幅となっております。

瀬戸委員

ということは、この道路は4トン車も入れないと。4メートルしかないでしょう、車道幅員が。2.2メートルあるんでしょう。この道路自体は10トン車が通行禁止なのか、4トン車までかかってくるのか、その辺ちょっと教えてください。

土木管理課長

お手元の図面をご参照いただいた中で、団地東側から279メートルですか、こちらの住宅地があります所におきましては車道幅員が4メートル50センチメートルとなっております。この車道幅員の2分の1以下でならなければ4トン車は通行が可能であると考えています。それから先の西側になりますけども、こちらは車道幅員が4メートルですので、こちらにつきましては4トン車は車道幅員の2分の1を超えますので、車両の通行制限がかかるということになるかと思えます。

瀬戸委員

今この図面の中で赤色に示してある、私たちから言えば右側は4トン車は通れるけど、それから以降、赤色から左側は全部車道幅員は4メートルなんですか。全部、一番奥までが4メートル。

土木管理課長

図面にもう1度ご説明いたします。こちらで表示しておりますように、黄色い所は車道幅員が4メートル以下である所がありますのでこちらは通行できませんが、従来から言っておりますこの白抜きの所は車道幅員が5メートル以上あるということで、こちらの区間ではすれ違うことができるということになります。ここで離合ができるということになります。補足しますと、この黄色い所は幅員の2分の1ですので、通ることはできません。黄色い部分ですね。
(「白い部分は」と発言する者あり)

白い部分では離合はできる部分になります。この間(西側)につきましては離合場所がありますけども、こちら(東側)は300メートル以上車道幅員が狭いので、こちらは通行できない・・・

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:23

再 開 10:23

委員会を再開いたします。

都市建設部長

4トン車の部分でございます。図示しております279メートルの部分で右下のほうに書いてある車道幅員4.5メートル、これも幅がいろいろ4.3メートルから4.95メートルの間でまちまちでございますが、平均して4.5メートルぐらいということでございます。ここでいけば、標準的な4トン車2.2メートル、これは2分の1以上ありますから、基本的に通れると。左側の赤い色から左側の部分については、300メートル以内に先ほど白抜きで言っておりました離合場所がありますので、一般的には可能なんですけど、見通しがきかないということでございます。見通しがきかないと離合場所があっても相手が来ているか来ていないかわからないから、真ん中でがち合うというふうなことになりますので、左側の部分についても4トン車は通れないということになるかと思えます。第1番目の離合箇所、そこですね。それから次の離合箇所、これは我々は内カーブと言うんですけど、そこは木で見えないと、伐採をすれば可能と。ただしそれから奥、2番目の離合箇所は法面が邪魔しておりますので、道路幅が何かをしなないと見えないというふうな感じで、黄色の部分については幅員がまちまちでございますが、3.8とか3.9メートル、4メートル、その程度のものでございますので、基本的には離合が黄色い部分は4トン車もできないというふうなことでございます。

瀬戸委員

そうしたらその今のはですね、私たちが説明を受けたことを地元のほうにもこちらで事業をしてある業者さん、奥に霊園もありますよね。そしてこの道路を通られる事業者等は何社ぐらいあるんですか、それにひっかかるのは。

土木管理課長

地元で事業をされている方、通行制限を通知した事業者は、現在のところは新進工業有限会社さんと嘉飯山砂利建設株式会社さんの2社であります。ただ近くには明星霊園がございますので、今後こちらのほうにも通知をするようにしております。

瀬戸委員

このことをですね、地元住民の方にお知らせをされているとは思いますが、地元の住民の方たち、いま何人が代表がおられると思うんです、いつもお話をされているですね。どのように言われておるかわかりますか。

土木管理課長

地元の住民の方とともに現地で測量しております。このことがわかりまして、地元でこの道路が車両制限令第6条1項に規定される道路ではなく、同条2項に規定された道路であることを説明いたしましたのが4月2日、地元の公民館で説明を行っております。

都市建設部長

地元の方のほうからは請願で出ております、大型車の通行止めを早くしてくださいという要望とございますか、意見でございます。

瀬戸委員

当然、大型が通れないから大型は通してくれるなということで、依頼、要望があっていると思うんですけど、以前ですね、22組の方が市長をお訪ねになったときに、私と今ここにおられる小幡委員が同席をしたときに、市長が車両制限令に引っかかる道路であれば通行止めになりますよと。警察のほうにですね、進達してくださいということをお願いしていましたが、その件についてはどのようにいま考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

土木管理課長

市長が止めると言ったのではないかとということでございますけれども、行政といたしましてできることから行っていきたいと考えております。すでに事業者には車両の通行に制限がかかる所であるということを知りまして、法の遵守をするように伝えているところが現状でございます。

瀬戸委員

行政ができることからやっていくということですが、ちょっと難しいんですがね。例えば、いま警察に言った場合と言わない場合、いくら市長がこれは10トン車は進入禁止だよというふうな進達を警察にしたと。今でもいわゆる進達をしなくても、車両制限令でひっかかって10トン車は通れない。4トン車は通れない所もあるということになれば、当然これ事業者としては仕事にならないと。ただ、10年間事業をされていると言われていましたが、10年間通っていたと、そして事業をしていたと。この件に関してですね、例えば裁判で訴えてこられたりとかいうことも、前に市長とお会いしたときにですね、それはもうそういうことで訴えられれば、もしかしたらうちのほうが賠償金を払わなければならないということも出ておりましたけれど、当然そういうことになってくるかと思うんですが、もう一切通れないんですか。この通行制限令でひっかかったら、業者さんは一切出入りできないんですか。なにか出入りするようなことができるようなことがあるんですか。

都市建設部次長

業者から何らかの回答をもらう中で、事業者から車両制限令に則った安全に通行できる対処を事業者から提案をしてもらうということで考えております。この車両制限令の中で道路管理者との協議を行います。この中で安全に通行できる手段を講じるということで、例えば交互通行とか、徐行とか、信号処理とかその他危険防止の方策を考えてもらうということになります。

瀬戸委員

ということは、今おっしゃった信号をつけるとか一方通行にするとかの方法があれば、これは通れるということですか。

都市建設部次長

そのとおりでございます。

瀬戸委員

例えばこれが、市長がお約束をされたとおり、10トン車を進入禁止にしますよということで進達をされたら、公安委員会に。それでも結果は一緒なんですか。そういう方策を投じて通行承諾と言うんですか、を取れば通れるんですか。

都市建設部次長

それはですね、公安委員会のほうが考えることだと思います。

瀬戸委員

公安委員会のほうが考えることというのはそれは間違いはないと思いますけど、今まで市のほうでそういうことがあった事例というのはご存じないですか。

土木管理課長

そういった事例はあっておりません。

瀬戸委員

じゃあ、やってみないとわからないというところはあるわけですね。それと、結局この車両制限令にひっかかった場合、業者さんがまだやめないで通っていたと、当然地元としては現認されて、いや通っているじゃないかと、市に止めなさいと言ってくるはずですよ。言ってきて再三注意をしたけれどやめなかったりした場合、これは何かの罰則規定とかいうのがあるんですか、車両制限令において。

土木管理課長

法令に対する罰則規定と申しますか、これは現在のところでは該当するものではございません。ただ具体的な罰則規定というものが道路法の103条に、47条第4項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反した者は罰金に処する、という部分がございます。

瀬戸委員

道路管理者は当市で言えば市長さんですよ。で市長が今度通知をされたら、市長名でおそらく通知をなされたんでしょうけれど、業者さんに。ここは道路制限令にひっかかる道路ですよとお知らせしますということでお知らせされたとなると、今おっしゃった回答であれば市民の方から言ってきたら、道路に10トン車がどんどん通っていますよと言ってきた場合に、これは道路管理者、市長が措置命令違反、そのこと自体が措置命令違反なんですか。措置というのは通知とかそういうことじゃないと思うんですけど。措置というのはどういう措置を取った場合に命令違反になるんですか。

土木管理課長

現在は通知をしているところでございます。今後は法的な見解もありますけれども、再度通達とこの通達には改善指示とか警告とか、最終的には命令、改善命令というふうな形になりますけれども、法的見解もございましてそういったことを見極めながら判断していきたいと思っております。

瀬戸委員

措置というのは通達を道路管理者がされると、通達や道路改善命令とか。しかし、これは市道だから道路改善命令といっても、勝手に広げたりとかできるものじゃないし、道路を改善しなさいと言ったって改善できる問題じゃないですよ。他にはまだあるわけですか、通達されたことに対しての措置が。罰則にはかからないと、車両制限令については罰則規定がありません。しかし、道路法によって第47条第4項の規定による政令の定める基準を超える車両を通行させている者は、というのは通行させている者というのは、通行させる業者側のことを言っているんですか、この法律は。それとも、通行させている者だから管理者のことを言っているんですか。どちらですか。

土木管理課長

車両を通行させている者でございます。業者側ということになります。

瀬戸委員

これは第47条の3第1項というのはどういう法律なんですか。

土木管理課長

第47条の3第1項には、道路管理者は第47条第2項の規定に反し、もしくは同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し、第47条の2の第1項の規定により伏した条件に違反して車両を通行させている者、または道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行、その他通行の方法について道路の構造の保全または交通の危険防止のための必要な措置をすることを命じることができると記載されております。

瀬戸委員

ちょっと余計に分らなくなってきましたんですが。通行させることができると、そのいま言われたような方法を取ったら通行させることはできるんですよということなんですか。それを通行させる約束を破ったときに、いわゆる違反命令をした場合に何かそういう罰金とかいうのがあるのかと。ちょっと分からないんですけど。

土木管理課長

失礼しました。いま委員が言っておられるように、必要な処理、道路の構造の保全または交通の危険防止のための必要な措置をすることを命じることができると。その命じたこと、その

措置命令に違反した場合に罰則規定ということになっております。

瀬戸委員

私は自分なりに調べたんですけれどね。結局、通行承諾を市に求めてこられた場合、うちは一方通行にしますよとか、上の団地のほうの道を回って帰りはこう出ますとか。例えば今の道でも信号を入口につけてこちらに入口をつけますと、相互通行にします。これは通行承諾でそれを拒むことはできないですよ。ということは通れるということなんです、実際には。だからこれも公安委員会もそうなんです。10トントラックが市長が進達して公安委員会がそれを受けたとしても、飯塚市が通行承諾を出しているのに進達をしても受けるはずがない、おそらく。もし受けたとしても同じことなんです、聞いてみると。そういうふうな措置を取ったら、当然そこで操業をしてあるものを止めることはできない。だからいま言うようなこういう措置を取ってくださいと、こういうふうにしてくださいという見解なんです。結局は台数はどっこどっこ入らないようになったけれども、相互通行になって安全を確保しながらの通行はできると。結局は止まらないんでしょう。そこはどうですか。

都市建設部長

業者の方がそういうふうな措置をするということになれば止まらないということになります。ただ現在のところは通知をして、いま業者のサイドでいろいろ検討されておるといふふうに聞いております。最終的にはその部分が出てこない、警告とか命令とかいう方向の話になってくるんじゃないかというふうに考えておるといふことでございます。

瀬戸委員

最後にしますけれど、結局始めに委員長が言われたように、まず分かった時点ですぐにね、報告をしなくてはいけなかったと、それと地元の方にその辺もしっかりしなくてはいけなかったと。私が聞いているのはもう一切これで10トン車が通らんよになると。だからこれはもう業者さんは仕事できないと。それと中間処理の申請も10トン車で運ぶようにしてあるということは、これももう一回やり直さなくてはいかんんじゃないかということで、これはもう下りないと、許可が。そういうふうには地元の皆さんは期待をしてあるわけですね。今の話を聞くと、いわゆる通行承諾を出したらと通れると。それも市のほうは拒むことができない。それは当然行政ですから、行政手続に則って申請されれば肅々と進めなくてはいけないということは私も分かっております。だから、最大限にいま地元の方にしっかりとその辺を説明してわかってもらってないと大変な勘違いが起きて、市のほうもこれからちょこちょこね、問題が起きる。ただ、いま部長が言われたように手続をしないとできないと。当然、手続をしないとできないことだから。ただ、いま現在動いていれば地元の方は必ず部長さんと市長さんとこれは動いていますよと、何らかの警告をしてくださいよと、止めてくださいよといふことは当然あります。そのときは速やかにね、対応してもらわなくてはいけない。これは要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

松延委員

2点ほどお尋ねいたします。1つはですね、先ほど部長から今回の幅員あるいはスパン等についての謝罪の言葉がありましたけれども、初歩的な測量ミスによるものか、先ほど瀬戸委員が質問されておりました道路台帳で幅員を出してきたということで、道路構造令の車道幅員なり、全体の幅員のこの構造令の読み間違いかどちらかちょっとはつきり教えていただきたい。

あと1つはですね、先ほどから業者の指導をやっています、そういう経過ということですが、業者の指導のほうには先ほど来、質疑応答がっておりますけれども、ハード的な、要するに幅員の解消をする、あるいは離合場所の設置の指導をしておるといふことと、あと1つはですね、やはり業者はいろんな公共工事をする場合には、地元対策は私は必要と思うんですよ。それも行政の指導は当然やるべきだと思っておりますので、先ほど来の業者に対する

指導についてはやっぱり営業をやっておられますので、これがあるからだめだというふうな行政のそういうふうなダイレクトな言い方はしないということでございますので、そういうハード的な指導と、あと1つはソフト的な地元対策のやはりここらへんともきちっとやれというふうな指導を1つ加えてですね、辛抱強くやっていただきたいと思います。

やはり行政は業者とか市民とか最終的には対峙して訴訟問題になることは、基本的には私は避けるべきだと思っておりますので、これだけは行政はやるべきじゃないと思っておりますので、ちょっとそこらへんところの指導を地元対策、特に指導的な立場である行政ですから、その点をひとつ今後やっていただきたいと思っております。

以上、2点について、先ほどの問題のミスと今後の行政の対応について、お答えをいただきたいと思っております。お願いします。

土木管理課長

まず測量ミスの件ですが、これはあくまでも現地で測量をやっていった中で野帳に記入したときの転記ミスというような形で確認しております。

あとハード面、ソフト面ということでございましたが、業者への指導について道路のそういう離合場所の設置をしていただくとかそういった部分につきましては、現在のところはそういった考えは持っておりませんが、当然車両制限令等を遵守するような通行をお願いするものでございますので、事業者さんにつきましては十分そのあたりのことは考慮の上でやっていただきたいというふうには考えております。また地元とそういったトラブル等、事業者が頻繁に通行するというふうなことで当然地元とのトラブル防止についても、行政としましては十分その中で調整というか、指導してまいりたいというふうには思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

ちょっとお尋ねしますけれど、この産廃処理場の許可については、これは県の許可ですよ。県の許可をいただくときに、事業を起こすときにですね、これは許可要件として取り付け道路とか導入道とか、そういう搬入路ですよ、その幅員とかそういうことが要件としてあるんですか。

土木管理課長

所管外ですのでそういった中身につきましては存じておりませんが、ただそういった計画書の中でこの道路を使ってというようなことを聞いておりましたので、先ほどからも言っておりますように、この道路につきましては車両制限令の、通行する車両につきましては制限がかかる道路であるということを担当部署のほうに伝えておるところでございます。

道祖委員

これは産廃処理場に入る道路なんですよ。だから大型が通っているということなんですよ。だから産廃処理の許可をするときに、要件に入っているのか入っていないのかはやっぱり確認しておかないと。確認する要件として、業者さんが道路台帳で確認して申請したってことになると、これは現に稼動しているということになれば、これは市の責任ということになっていくと思うんですよ。だから、この辺は確認しとかないとだめなんじゃないかと私は思いますけど。どういうふうにかえます。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:50

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

土木管理課長

先ほど申しましたように、当該道路がいま車両制限令がかかっていると。このことを産廃の中で搬入の計画路としておられますので、所管課へこの道路につきましてはそういった制限のかかる道路であるということを伝えましてですね、所管課のほうからきちっとそういった対応を取っていただきますように伝えておきたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:56

再開 10:58

委員会を再開いたします。

土木管理課長

ただいま指摘を受けたことにつきましては、所管課へきちっと申し伝えておきたいと思えます。

道祖委員

4月12日に県のほうに所管を通じてですか、書類は出したと。制限令にひっかかるということで。委員会のやりとりを聞いていたら、業者さんと話すとか、そういうことで今後やっていくということでありましてけれど、いつまでに、請願が採択されている以上は、事実と違ったことでもありますから、市の考え方として業者さんとお話しして地元と話しをしてどういう形にするかやはり早く提示していただきたい。そうしないとやっぱり請願に対して採択、賛成されて、そして今日まで来てて、なおかつ市のほうのミスがはっきりしたんだから、市が責任を持って議会に対しても住民に対しても業者に対しても方向性を示す責任はあると思うんですね。それについていつ頃までに、次回の委員会までにきちっとした考え方をまとめられるのかどうか。まとめられないとするならばいつまでにちゃんと示すのか。それについて答弁できますか。

都市建設部長

ご指摘のとおり、そういう請願の採択がされ、それからミスがわかったということで、早急に行わなければならないというのは十分理解しておるところでございます。最終的に4月11日に通知をしておるところでございますが、今ちょっと経過を見守っておるところでございますけれど、現段階ではいつまでというのははっきり言えないというのが非常に苦しい答弁ということになるかと思えます。なるべく早めに今後の措置を行っていきたいというふうに考えております。

瀬戸委員

今のその車両制限令にかかる道路というのが、飯塚市内にたくさんあるかと思われまして、先ほど言ったように。それと、ちょっと思い当たるところでもですね、私だいたい潤野のほうの出身ですので、潤野あそうスーパーの前からずっとセブンイレブンができていますけれど、側溝蓋もないし、本当に車幅だけしかないんですね。あれなんかまさにその道路制限にかかっているんじゃないかと。でもあそこを一方通行とか止めるわけにはいかないでしょうから、生活使用道路ですから。そういう問題がたくさん出てきたときにですね、やっぱりそれは改善を今いったようにしていてもらわなくてはいけない。確かにたくさんの費用がかかると思います。特例債が使えるか使えないか分かりませんが。そういうものをどんどんやっぱり改善していてもらいたいという気持ちが1つと、それと道路台帳がコンサルさんにお任せしてつくられたということですが、所々全部をきちっと1ミリ刻みに測るわけじゃないですから、どうしても目で見ても曲がっていて、あの辺狭いんじゃないかなということもあってこういうことが起きていると思うんですね。だからいったんここを測って全部5メートルですよ、6メートルですよではなくて、その辺もあるから相当その道路台帳自体がいま聞いた時点では怪しいなと。その道路台帳は何年に1回作り替えたりということはあっているんですか。その辺ちょっとお聞かせください。

土木管理課長

道路台帳につきましては新設路線等がございますので、1年に1回はそういった見直し等は追加部分の見直し等と改良した分はチェックをしておるところでございます。

瀬戸委員

しかしながら、そういうときにはやっているけれど、今までそういうことで新設とか変わることはない所はやっていないと。ということは、多々まだ今から先こういうことも起き得る可能性がある。起きたときに対処するしかないのか。測量会社さんに任せて、そして全面的に見直すのかとかいうのもあるでしょう。それも予算の問題です。それで、そういうところですね、やっぱり職員の皆さん外に行かれているわけですから、特に土木のそういう管理をされているところは、ここはちょっとおかしいんじゃないかというところがあれば、積極的にそういうところを改善されていくように、これも要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

秀村委員

1点だけ確認させてください。車両制限令にかかるということですが、いま現在もし4トン以上の大型トラックがあそこを通行しているということは、それを無視して通っていると考えていいんでしょうか。

土木管理課長

制限令の違反になるということになります。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

1点だけ教えてください。この道路の供用開始年月日はわかりますか。

土木管理課長

路線の認定日は昭和59年3月31日となっております。

小幡委員

では、その昭和59年3月31日に道路台帳に転記しますよね。道路台帳に転記した時期も同時期でしょうか。

土木管理課長

はい、同じ日になっております。

小幡委員

昭和59年3月以降、最近までは今の幅員を6.2メートルで使用してきたということですね。

土木管理課長

そのとおりでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。